

駐車場法施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 国土交通大臣の認定を受けた場合において路外駐車場の自動車の出口及び入口を設けることができる道路又はその部分として、道路交通法第四十四条第二号、第四号及び第五号に掲げる道路の部分並びに幅員が六メートル未満の道路を追加するものとする事。 (第七条関係)

第二 この政令は、公布の日から施行するものとする事。 (附則関係)